

第1号様式

個人情報ファイルの名称	固定資産税システム
行政機関等の名称	羽島市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部税務課
個人情報ファイルの利用目的	固定資産税及び都市計画税の賦課、還付、減免の事務を行うため
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 電話番号、5 住所、6 国籍・本籍、7 マイナンバー、8 親族関係、9 婚姻離婚、10 家族状況、11 財産状況、12 課税状況、13 納税状況、14 公的扶助、15 口座番号
記録範囲	固定資産（土地、家屋及び償却資産）の所有者、相続人及び代理人
記録情報の収集方法	本人からの申請及び他の官公庁からの提供等
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 羽島市市民部税務課
	(所在地) 〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） ----- (法第60条第2項第1号の場合) 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—

最終更新日 令和8年4月1日

第1号様式

個人情報ファイルの名称	水利地益税システム
行政機関等の名称	羽島市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部税務課
個人情報ファイルの利用目的	水利地益税の賦課、還付、減免の事務を行うため
記録項目	1 氏名、2 生年月日、3 電話番号、4 住所、5 国籍・本籍、6 マイナンバー、7 親族関係、8 婚姻離婚、9 家族状況、10 財産状況、11 課税状況、12 納税状況、13 口座番号
記録範囲	竹鼻町、福寿町、江吉良町、舟橋町、堀津町、上中町、下中町、桑原町の一部を除く区域内の田に関するその所有者及び耕作者
記録情報の収集方法	本人からの申請及び他の官公庁からの提供等
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 羽島市市民部税務課 (所在地) 〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) ----- (法第60条第2項第1号の場合) 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—

最終更新日 令和8年4月1日

第1号様式

個人情報ファイルの名称	軽自動車税システム
行政機関等の名称	羽島市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部税務課
個人情報ファイルの利用目的	軽自動車や原動機付自転車等を保有して者の登録情報及び収納状況の管理、また口座振替登録者の状況及び減免に該当する者の内容把握。
記録項目	1所有者・使用者住所・氏名、2宛名番号、3個人番号、4世帯番号、5標識番号、6車名、7車台番号、8取得年月日、9性別、10生年月日、11身体的特徴、12課税状況、13納税状況、14公的扶助、15口座番号、16世帯状況、17保有車両状況
記録範囲	軽自動車や原動機付自転車等の保有者
記録情報の収集方法	本人及び代理人(代理業者)からの申請
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	軽自動車検査協会
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 羽島市市民部税務課
	(所在地) 〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル) (法第60条第2項第1号の場合) 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—

最終更新日 令和5年4月1日

第1号様式

個人情報ファイルの名称	個人住民税システム（総合行政システム）
行政機関等の名称	羽島市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部税務課
個人情報ファイルの利用目的	個人住民税賦課のため
記録項目	1 氏名、2 性別、3 生年月日、4 電話番号、5 住所、6 国籍・本籍、7 マイナンバー、8 親族関係、9 婚姻離婚、10 家族状況、11 心身障害、12 収入所得、13 財産状況、14 課税状況、15 納税状況、16 経済取引、17 公的扶助、18 口座番号
記録範囲	課税資料（給報、年報、市民税申告書、確定申告書、その他）の提出のあった者
記録情報の収集方法	本人、税理士等、給与支払者、年金支払者から提出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 羽島市市民部税務課 (所在地) 〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） ----- (法第60条第2項第1号の場合) 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—

最終更新日 令和8年4月1日

第1号様式

個人情報ファイルの名称	法人住民税システム（総合行政システム）
行政機関等の名称	羽島市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部税務課
個人情報ファイルの利用目的	法人住民税賦課のため
記録項目	1 氏名、2 電話番号、3 住所、4 法人番号、5 収入所得、6 課税状況、7 納税状況、8 経済取引、9 口座番号
記録範囲	法人住民税申告書の提出があった者
記録情報の収集方法	法人代表者、税理士等からの提出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 羽島市市民部税務課 (所在地) 〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） （法第60条第2項第1号の場合） 政令第21条第7項に該当するファイル <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—

最終更新日 令和8年4月1日

第1号様式

個人情報ファイルの名称	給与（年金）支払報告書
行政機関等の名称	羽島市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部税務課
個人情報ファイルの利用目的	個人住民税賦課のため
記録項目	1 氏名、2 受給者番号、3 マイナンバー、4 役職名、5 氏名、6 収入所得、7 所得控除、8 税額控除、9 配偶者氏名・マイナンバー・所得、10 扶養親族氏名・マイナンバー、11 本人控除、12 給与・年金支払者
記録範囲	課税資料（給報、年報）の提出のあった者
記録情報の収集方法	給与支払者、年金支払者から提出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 羽島市市民部税務課 (所在地) 〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル） ----- (法第60条第2項第1号の場合) 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—

最終更新日 令和8年4月1日

第1号様式

個人情報ファイルの名称	市民税・県民税申告書
行政機関等の名称	羽島市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部税務課
個人情報ファイルの利用目的	個人住民税賦課のため
記録項目	1住所、2マイナンバー、3氏名、電話番号、4生年月日、5世帯主氏名、6続柄、7職業、8勤務先（屋号）、9勤務先住所、10親族関係、11婚姻離婚、12家族状況、13心身障害、14収入所得、15所得控除、16税額控除、17公的扶助
記録範囲	提出のあった者
記録情報の収集方法	本人（代理人含む）、税理士等から提出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 羽島市市民部税務課
	(所在地) 〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル） ----- (法第60条第2項第1号の場合) 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—

最終更新日 令和8年4月1日

第1号様式

個人情報ファイルの名称	特別徴収に係る給与所得者異動届出書および特別徴収への切替申請書
行政機関等の名称	羽島市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民部税務課
個人情報ファイルの利用目的	個人住民税徴収のため
記録項目	1 特別徴収義務者情報、2 給与所得者氏名、3 生年月日、4 マイナンバー、5 受給者番号、6 1月1日現在の住所、7 異動後の住所、8 特別徴収税額に関する事項、9 異動の理由、10 異動後の未徴収税額に関する事項
記録範囲	申請書の提出のあった者
記録情報の収集方法	給与支払者からの提出
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 羽島市市民部税務課
	(所在地) 〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第2号(マニュアル処理ファイル) ----- (法第60条第2項第1号の場合) 政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—
行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—

最終更新日 令和8年4月1日